



より ;;; 2022 年 1 月 27 日 (木)

★固定資産税 免除は違法 栃木のスタジアム訴訟判決、市側が全面敗訴

17:52

日本理化工業所が建設した岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアムの固定資産税などを栃木市が免除することは違法として、市民が大川秀子（おおかわひでこ）市長に免除差し止めなどを求めた住民訴訟の判決が 27 日、宇都宮地裁であった。

大寄久（おおより・ひさし）裁判長は、固定資産税の免除の差し止めを認めるとともに、同社に公園の使用料を請求しなかったことの違法性を確認した。原告側の請求が認められ、市側の全面敗訴となった。利用料、税免除で栃木市を提訴 新スタジアム巡り住民ら

★栃木市岩舟総合運動公園内に日本理化工業所が建設中のサッカー専用スタジアムを巡り、市が公園の使用料や固定資産税を免除したことは違法などとして、市民 50 人が 21 日、大川秀子（おおかわひでこ）市長を相手に、固定資産税免除の差し止めなどを求める住民訴訟を宇都宮地裁に起こした。

[2021/5/22](#)

★市監査委、住民請求を棄却 新スタジアム公園使用料免除 栃木市

[2021/4/24](#)

栃木市岩舟総合運動公園に建設中のサッカー専用スタジアムを巡り、市がスタジアムを所有する日本理化工業所に対し公園の使用料や固定資産税を免除したことは違法などとして、市民有志 121 人が同工業所との契約解除などを求めた住民監査請求で、市監査委員は 23 日、「理由がない」などと請求の大半を棄却、一部を請求の要件を満たしていないとして却下した。

監査結果によると、一定の公共性の用途に供されている固定資産税は「事業の援助などの行政目的のため、減免することは可能」などと指摘。免除とした大川秀子（おおかわひでこ）市長の判断に「裁量権の逸脱や乱用があったとまでは言えない」などと指摘。使用料の免除についても「違法または不当であるとは言えない」とした。